

パブリックコメント「(仮称) 横須賀市と地域運営協議会との協働による
地域自治

推進条例骨子(案)について」

横須賀市米が浜通 1-3

神奈川ネットワーク運動横須賀

代表 瀧川君枝

1、 目的

- 1) 市と地域運営協議会が協働して地域自治を推進する事は無理ではないか。その理由として、条例の改正や予算執行を必要とする場合は、議会の協力も必要になる。
- 2) 自治基本条例にはどのように位置づけるのか。明確に示す必要がある。

2、 定義

地域活動団体に、挙げられているNPOや市民サークルは、エリアを考えている行政区だけで活動している団体はむしろ少ない。その様な団体は、位置づけることが必要になると思うが、逆に複数の協議会に係わることになると、対応が厳しいのではないか。

3、 協議会の設置

本庁管内は、逸見と統合して3エリア程度に分けるべきである。

4、 市と協議会の協働

議会の関与を入れるべきなので違和感がある。

5、 市の役割

6、 協議会の役割

地域のニーズや課題を拾い上げる組織になりえるか。参加団体が、地域住民で構成されているものだけでは、新しい公共の分野等に対応するのは難しい。このような分野を得意とするNPOには、市内全域や県下、あるいはそれ以上の範囲で活動している団体が多い。

その声をきちんと聞く姿勢が求められる。

7、 協議会の組織運営

構成員には、団体と個人の参加が最低必要である。個人の参加が明確に書かれるべきである。また、その構成員をどう選ぶのかなど、これからの自治の基本に係わる事である。

8、協議会の登録等

地域住民のどのような発議で協議会を設置して登録するのか明確にすべきである。前項で組織運営を規定しても、集まった団体による意志だけで、このような組織を作ることは、その後の運営に問題を残すことになる。

9、市の支援

財政的な支援を市が行うという言い方は、いかがか。議会が関与せざるを得ない。仮に、その様な案件があれば、議会の審査を受けることが必要である。